

（公財）さいたま市スポーツ協会広報誌「スポーツライフさいたま」制作業務 仕様書

1. 業務名称

「スポーツライフさいたま Vol. 22」制作業務

2. 業務の目的

（公財）さいたま市スポーツ協会（以下「委託者」という。）では、市民にスポーツへの興味・関心を持ってもらい、スポーツを実施する意欲を高めてもらうため、委託者の活動及び委託者の加盟団体・スポーツ少年団の活動や市内で活動しているスポーツ団体を紹介する広報誌を発行している。

本業務では、特集記事に関する取材、誌面のレイアウト・デザイン、印刷・製本、委託者が指定する公共施設への納品までの一連の業務を民間企業等がもつ専門性や技術力等を最大限に活用して行い、現行の広報誌を更に魅力的に読みやすいものとして市民に広く周知することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4. 履行場所

さいたま市内

5. 発行予定時期

毎年度1回 3月に発行

6. 発行予定部数

40,000部

7. 予算の上限

3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

8. 記事構成

表紙（1頁）、目次（1頁）、スポーツ特集（10頁）、委託者主催イベント活動報告（4頁）、委託者加盟団体紹介（2頁）、スポーツ少年団部会紹介（2頁）、スポーツ少年団特集（2頁）、総合型地域スポーツクラブ紹介（2頁）、賛助会員報告（2頁）、toto理念（2頁）、広告協賛（5頁（表紙裏1頁・裏表紙1頁含む））

9. 業務内容

次の役割を満たすこと。ただし、さらに作業効率の向上が図られる仕組みを提案する場合は変更も可能とする。

区分	業務
企画	企画会議の開催（表紙及びスポーツ特集記事の掲載内容協議、委託者が指定する記事の誌面割付協議、協賛企業広告の確保方針及び誌面割付協議）
	広報誌発行・配布までのスケジュール作成
取材	スポーツ特集記事の取材先との日程調整、取材（インタビュー・写真撮影）
記事作成	スポーツ特集記事の原稿作成と内容の精査
編集	表紙、スポーツ特集記事、委託者が指定する記事の分量調整・レイアウト、各記事に合わせたタイトルやキャッチコピー、フォント、イラスト、画像等の提案
広告	広告協賛企業の確保及び広告原稿の作成 ※事前に委託者の承認を得たものに限る ※さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準に準じて審査を行います。 ※広告料は、受託者の収入とし、その金額を差し引いた見積額を提出してください。
	<p>【参考】令和6年度実績 広告協賛企業（10社） 全面カラーサイズ（170mm×257mm）×1社 1/2 サイズ（170mm×127mm）×3社 1/4 サイズ（170mm×62mm）×1社 1/8 サイズ（84mm×62mm）×5社</p>
校正	原則、初校・再校・念校・色校の実施 ※広告は再校・色校のみ
印刷・製本	A4版 マットコート紙 38kg相当
	オフセット印刷 中綴じ製本
仕分け	50部ごとの梱包
電子データの作成	ホームページ掲載用データ（広報誌全ページのPDFデータ）の作成
納品場所	委託者事務局、さいたま市内公共施設（スポーツ施設 24 か所、公民館 60 か所）、市内外団体 13 か所、政令市・県内スポーツ（体育）協会（政令市 19 団体、県内 62 団体）、総合型地域スポーツクラブ（8 団体）、委託者加盟団体 37 団体及びスポーツ少年団 232 団体

10. 成果品

- (1) 印刷物 40,000部
- (2) 電子データ DVD-R等に入れて提出

11. 成果の帰属

本業務の成果であるデザイン、意匠権、版権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利はすべて委託者に帰属し、委託者の許可なく無断で使用、情報提供することを禁じるものとする。

12. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務仕様書に疑義が生じたとき、又は本業務仕様書により難い事項及び記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (3) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合は必要な資料等を提出すること。
- (4) 受託者は本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について外部に漏洩がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、契約が終了し、又は解除された後においても同様とすること。
- (5) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とすること。